

令和6年度
飯塚市地域包括支援センター事業計画(案)

令和6年4月
飯塚市 福祉部 高齢者支援課

飯塚市地域包括支援センター事業計画(案)

○地域包括支援センターの概要

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳ある在宅生活を続けられるよう、心身の健康維持及び生活の安定のために医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に切れ目なく提供される地域包括ケアシステムの充実を目指し、「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント業務及び一般介護予防事業」、「包括的支援業務における総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント業務」、「指定介護予防支援業務」等について、「公益性」「協働性」「公平性」を基本的な視点及び理念としながら令和6年度地域包括支援センター運営方針に基づき、市（高齢者支援課）と密接な連携を図りながら各事業を実施します。

○地域包括支援センターの設置状況

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの充実を図るためには、各地域の実情を踏まえた様々な課題に対応できる体制づくりが必要となります。

そのためには、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置することにより、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実、強化を図ることが可能であることから、平成28年度より分割設置を開始し、令和元年度をもって市内全域に設置が完了しています。

令和6年度については、飯塚・片島地区、立岩地区、飯塚東地区、菰田地区、鯉田地区、二瀬地区、幸袋地区、鎮西地区、穂波東地区、穂波西地区、筑穂地区、庄内地区、穎田地区の市内12圏域において、11箇所の地域包括支援センターを運営していきます。

(1)地域包括支援センターの名称等（法人名、包括名、所在地）

飯塚・片島地区 立岩(一部)地区	【社会福祉法人 櫛会】 地域包括支援センター くぬぎ苑 飯塚市相田114番地1
飯塚東地区 菰田地区	【社会福祉法人 親孝会】 地域包括支援センター 太陽の郷 飯塚市下三緒690番地
立岩(一部)地区 鯉田地区	【社会福祉法人 かいた福祉会】 地域包括支援センター ベスト・シルバー飯塚 飯塚市新飯塚12番13号
二瀬地区	【医療法人 社団 親和会】 二瀬地区地域包括支援センター コスモス苑 飯塚市伊川1262番地1
幸袋地区	【社会福祉法人 いずみ福祉会】 幸袋地区地域包括支援センター いずみ苑 飯塚市庄司1941番地1
鎮西地区	【社会福祉法人 いい穂会】 鎮西地区地域包括支援センター 飯塚市花瀬160番地1
穂波東地区	【社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会】 穂波東地域包括支援センター 飯塚市忠隈522番地3
穂波西地区	【社会福祉法人 正松会】 穂波西地区地域包括支援センター つばき苑 飯塚市椿623番地8
筑穂地区	【社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会】 筑穂地区地域包括支援センター 飯塚市長尾911番地1
庄内地区	【社会福祉法人 光綾会】 庄内地区地域包括支援センター 多田の里 飯塚市多田309番地11
穎田地区	【社会福祉法人 かいた福祉会】 穎田地区地域包括支援センター かいた苑 飯塚市勢田2593番地65

(2)地域包括支援センターの職員体制(兼務、嘱託職員、臨時職員を含む。)

※令和6年4月1日現在

単位：人

	飯塚・片島 立岩(一部)	飯塚東 菰田	立岩(一部) 鯉田	二瀬	幸袋	鎮西
管理者	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)
保健師	1	1	1	1	1	1
主任介護支援専門員	1	1	2	0	1	1
社会福祉士	0	1	1	1	1	1
介護支援専門員	4	3	1	4	1	1
事務職等	(1)	0	0	1	0	0
合 計	6	6	5	7	4	4
	穂波東	穂波西	筑穂	庄内	穎田	
管理者	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	
保健師	1	1	1	1	1	
主任介護支援専門員	1	2	1	1	1	
社会福祉士	1	1	1	1	0	
介護支援専門員	2	3	2	2	1	
事務職等	0	0	0	0	0	
合 計	5	7	5	5	3	

()内は兼務職員、三職種は準ずる者含む

○介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

1 介護予防・生活支援サービス事業

総合事業対象者の方の多様な生活支援ニーズに対応するため、具体的な目標を明確にしつつ、心身の状況や生活環境、生活機能低下の原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成することで、サービス提供の確保に努めます。

また、一定期間経過後には初期目標の達成状況を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 一般介護予防事業

閉じこもり等の何らかの支援を要する者の把握に努め、高齢者がフレイル予防をはじめとする生活機能の維持・向上に努めるための各種教室等を開催し、地域の高齢者の介護予防に努めます。

また、地域の高齢者の集いの場（いきいきサロン）等において、介護予防を目的とした出前講座を開催します。

○包括的支援業務

1 総合相談支援業務

高齢者やその家族が住み慣れた地域で、安心した生活を送ることができるように、医療機関や介護関係機関等と情報交換を密にし、いつでも総合的に相談できる体制を構築するとともに、民生委員等を中心として組織されている市内20地区の地域福祉ネットワーク委員会とも連携を図ります。

2 権利擁護業務

住み慣れた地域で尊厳のある生活を維持するために、権利擁護に係る相談や情報提供をはじめ、高齢者虐待の防止、消費者被害防止及び成年後見制度の普及・啓発に努め、高齢者の人権擁護の推進を行います。

(1)高齢者虐待の防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、関係機関と連携しながら、速やかな対応を図ります。

(2)消費者被害の防止

高齢者を狙う悪質商法が近年、多様化、巧妙化していることから、警察や消費生活センター等との関係機関と連携し、民生委員や介護支援専門員等に適切な情報提供を行うなど、消費者被害の防止に努めます。

(3)成年後見制度の普及・啓発

認知症などにより認知機能や判断能力が低下した高齢者が適切な介護サービスの利用や金銭管理・契約行為などの支援を行っていくための成年後見制度の普及・啓発に努めます。

また、成年後見等の申立てをする親族等がない場合には積極的に市長申立につなげていくとともに、裁判所による後見人の選任に伴う情報提供等に努めます。

3 包括的・継続的ケアマネジメント業務

(1)地域ケア会議の開催

要支援認定を受けた高齢者の自立支援や困難事例等をテーマに多職種の専門職よりアドバイスを受け、また、その積み重ねから発見された地域課題を共有し、その解決に向けた協議を行う地域ケア会議を地域包括支援センターにおいて定期的で開催します。

(2)介護支援専門員に対する支援・指導

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地からの個別指導や相談への対応を行うとともに、介護支援専門員が抱える困難事例について支援方針を検討し、指導・助言を行います。

(3)地域密着型サービス運営推進会議への参加

地域密着型サービス事業所が提供しているサービス内容等を利用者や地域住民の代表者等に対して明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」のを防止及び地域に開かれたサービスを実施することでサービスの質の確保を図ることを目的として定期的開催される地域密着型サービス運営推進会議に参加します。

○指定介護予防支援業務

1 指定介護予防ケアマネジメント業務

介護認定を受け、要支援1又は2と認定された方が、適切な介護予防サービス等を利用できるように、その心身の状況や環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行います。

○その他

(1)専門的協議会等との連携

- ①飯塚市居宅介護支援事業者連絡協議会
- ②飯塚市地域密着型サービス事業所連絡協議会
- ③地域包括ケア推進センター（飯塚医師会）
- ④福岡県認知症医療センター（飯塚記念病院）
- ⑤生活支援体制推進会議（飯塚市社会福祉協議会）
- ⑥地域包括ケアシステム推進会議
- ⑦認知症ケア会議
- ⑧その他の医療・介護関係団体等との多職種連携

(2)認知症高齢者等への支援

各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を設置し、地域の実態に応じて医療機関、介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐための支援を行うとともに、認知症の人やその家族を支援する相談業務を実施します。